

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長
各市町村教育委員会教育長 様
(各市町村立学校長)

北海道教育庁学校教育局参事 (生徒指導・学校安全) 齊 藤 順 二

いじめの問題への対応状況の調査について (通知)

このことについて、全道の状況を別添のとおり取りまとめましたので送付します。

本年 4 月から 6 月末日までのいじめの認知件数は 6,349 件で、昨年同時期と比べ約 2.7 倍に増加しており、各学校において些細ないじめの兆候に対する丁寧な対応が行われるなど、積極的ないじめの認知が進んでいる状況にあります。

各学校においては、引き続き、児童生徒が安心して学校生活を過ごせるよう、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に向けて、次の点に留意して適切に対応していただくようお願いいたします。

記

1 法に規定されたいじめの定義に基づく正確な認知

本年 3 月、総務省が公表した「いじめ防止対策の推進に関する調査結果に基づく勧告」では、いじめの認知については、加害行為の「継続性」の要素がないため認知しなかったものや、事案の「悪質性」や「緊急性」、被害児童生徒の心身の苦痛の度合い、加害児童生徒の「悪意」等に注目して認知しなかったものなど、法の定義とは別の要素を判断基準とすることによりいじめとして認知しなかった例があることが示されたことを踏まえ、各学校においては、法のいじめの定義を限定的に解釈することなく、法に規定されたいじめの定義に基づく正確な認知に向けた取組を行うこと。

2 解消に向けた確実な取組

(1) 解消に向けて取組中の事案のうち、98.8%は、被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいるが、このような事案についても、経過観察等を怠ることのないよう、各学校においては、確実な解消に向けた取組を行うこと。

(2) 被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいない事案や、被害児童生徒が心身の苦痛を感じている事案は 57 件あり、その中には当該児童生徒が不安感を抱えている事案や学校の対応について保護者の理解が十分得られていない事案があることから、各学校においては、学校だけでは解決が困難な事案に対しては、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー及び北海道いじめ問題等解決支援外部専門家チーム等、外部の専門家を積極的に活用するなど、適切な対応を行うこと。

3 速やかな報告

いじめの行為が止んでいない事案や、保護者等への対応に苦慮している事案など、いじめの問題への対応状況の調査の調査票 2-1 における、「⑤いじめの現在の状況」の「解消に向けて取組中のイ・ウ」、「⑤いじめの現在の状況」の「その他」及び「④その他」に該当する事案が新たに発覚した場合には、各学校においては、状況を把握した段階で速やかに教育局を通じて、いじめの問題への対応状況の調査の調査票 2-2 で報告すること。

(生徒指導・学校安全グループ)

「いじめの問題への対応状況の調査」結果（6月末現在）

平成30年9月
北海道教育委員会

◆ 調査の概要

1 調査の趣旨

いじめの問題の未然防止、早期発見・早期対応の取組の一層の充実を図るため

2 調査対象校 《計1637校》

札幌市立学校を除く道内全ての公立小・中・高等学校、義務教育学校、中等教育学校、特別支援学校

- ・小学校835校（義務教育学校前期課程含む）
- ・中学校483校（義務教育学校後期課程及び登別明日中等教育学校前期課程含む）
- ・高等学校254校（全・定別、登別明日中等教育学校後期課程含む、通信制除く）
- ・特別支援学校65校

3 調査対象期間

平成30年4月～6月

◆ 調査の結果

調査対象期間中に各学校が認知したいじめの件数（4月より前に発生した事案のうち、新たに認知したものを含む）及び対応状況

	認知したいじめの件数 (注1)	対応状況			
		解消しているもの	解消に向けて取組中のもの		その他
			類型1(注2)	類型2(注3)	
平成30年度 第1回 (4月～6月)	6349 (20)	18 (0.3%)	6274 (98.8%)	57 (0.9%)	0 (0.0%)
小学校	4916 (7)	7 (0.1%)	4889 (99.5%)	20 (0.4%)	0 (0.0%)
中学校	993 (5)	4 (0.4%)	965 (97.2%)	24 (2.4%)	0 (0.0%)
高等学校	387 (1)	1 (0.3%)	376 (97.2%)	10 (2.6%)	0 (0.0%)
特別支援	53 (7)	6 (11.3%)	44 (83.0%)	3 (5.7%)	0 (0.0%)

(注1) ()内の数字は、4月より前に発生した事案の数を内数で示したもの

(注2) 被害児童生徒に対する心理的、物理的行為が止んでいるが、その状態が相当の期間（3か月程度）継続していないもの

(注3) 被害児童生徒に対する心理的、物理的行為が止んでいない又は、被害児童生徒に対する心理的、物理的行為が止んでおり、その状態が相当の期間（3か月程度）継続しているが、被害児童生徒が心身の苦痛を感じているもの

◆ 前年度及び前々年度同期の調査結果

	認知したいじめの件数	対応状況			
		解消しているもの	解消に向けて取組中のもの		その他
			類型1(注2)	類型2(注3)	
平成29年度 第1回 (4月～6月)	2346	0 (0.0%)	2280 (97.2%)	66 (2.8%)	0 (0.0%)
小学校	1592	0 (0.0%)	1549 (97.3%)	43 (2.7%)	0 (0.0%)
中学校	532	0 (0.0%)	523 (98.3%)	9 (1.7%)	0 (0.0%)
高等学校	204	0 (0.0%)	195 (95.6%)	9 (4.4%)	0 (0.0%)
特別支援	18	0 (0.0%)	13 (72.2%)	5 (27.8%)	0 (0.0%)

	認知したいじめの件数	対応状況			
		解消しているもの	一定の解消が図られたが、継続支援中のもの	解消に向けて取組中のもの	その他
小学校	854	787 (92.2%)	19 (2.2%)	48 (5.6%)	0 (0.0%)
中学校	467	436 (93.4%)	5 (1.1%)	26 (5.6%)	0 (0.0%)
高等学校	209	188 (90.0%)	9 (4.3%)	12 (5.7%)	0 (0.0%)
特別支援	12	11 (91.7%)	1 (8.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)